

# 情報公開制度が 充実されました

町では、開かれた町政を推進するため、町の保有する行政の情報や町民の皆さんの請求に応じて公開する情報公開制度を平成12年4月から施行してまいりましたが、さらに見直しを図り、4月1日から箱根町情報公開条例をスタートさせます。

## 制度の主な改正点

- 1 条例の名称を「箱根町情報公開条例」としました**  
情報公開の対象となる情報は、従来の「公文書」に限定することなく、行政の持っている情報を広く対象とした「行政文書」とし、原則として、平成10年4月1日以降に町の実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書や図画およびフロッピーディスクなど、職員が組織的に用いているものであれば対象とします。ただし、公開することと個人のプライバシーの侵害や公益が損なわれる非公開情報は、従来の制度と同様に公開の対象から除かれます。
- 2 請求できる方の範囲を「何人」としました**  
従来、請求できる方は町民および町に何らかの関係のある、いわゆる「広義の町民」としていましたが、広域行政の進展や時代の要請に応じて、請求者を限定することなく「何人」でも請求できることとしました。
- 3 情報の存否を明らかにせず、に公開請求を拒むことができるとしました**  
情報の内容によっては、その存否を答えるだけで非公開情報を公開した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、プライバシーの侵害につながる場合があります。そのような場合は、該当する行政文書のあるなしを明らかにしないで公開請求を拒むことができることとしました。
- 4 不服申立ての手続きを詳細に定めました**  
情報公開法との整合を図り、公開にあたり第三者にかかる情報が含まれていた場合には、その第三者にも意見を述べる機会を与えるほか、公開実施までの日数には、公開の差し止めを提起できる時間的余裕を設ける等

不服申立てに関する手続きを詳細に定めることとしました。

## 請求手続きの方法

請求は、役場3階の庶務課が窓口となりますので、所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。（請求書は、町行政ホームページからダウンロードできます）  
通常、請求書を受理してから15日以内に公開・非公開等の決定を行い請求者に通知します。なお、郵送により公開請求をすることもできますのでご利用ください。（ただし、写しの交付と郵送料は有料となります）  
詳しいことは、庶務課 ☎5・9561 にお問い合わせください。

## 会議等を 公開します

行政の透明性の向上をめざして、町では、公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、4月1日から、会議および会議録を公開します。

## 【会議の公開】

**対象** 調停、審議、諮問、調査等のため町が設置する会議、附属機関等（法令で会議が非公開とされているときや箱根町情報公開条例で規定されている非公開情報を審議等するときは除く）

**公開の実施** 平成16年4月1日以降、各会議の長が会議に諮って公開を決定した次の会議開催から実施

**傍聴の方法** 会議開催については、行政情報コーナーやホームページ等で事前にお知らせしますので、会議開催当日、開会予定時刻までにお越しください。当日受付を行います。定員になり次第締め切ります。

## 【会議録の公開】

**対象** 調停、審議、諮問、調査等のため町が設置する会議、附属機関等の会議録（箱根町情報公開条例で規定されている非公開情報を除く）

**公開の実施** 平成16年4月1日以降開催される会議から実施

**公開の方法** 行政情報コーナーやホームページ等で公開します。

**照会先** 企画課 ☎5・9560

## 鳥インフルエンザ相談窓口

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しているため、町では対策本部を設置しました。

**神奈川県**  
1. 鶏、あひる、うずら、七面鳥、がちょうについてのご相談  
足柄家畜保健衛生所 ☎0465-83-3003

2. 上記以外の鳥類についての相談  
衛生部生活衛生課 ☎045-210-5178  
小田原保健福祉事務所 ☎0465-32-8000

動物保護センター ☎0463-58-3411  
3. 人の健康に関するご相談  
衛生部保健予防課 ☎045-210-5117  
小田原保健福祉事務所 ☎0465-32-8000

4. 鶏肉や卵など食品に関する相談  
衛生部生活衛生課 ☎045-210-5178  
小田原保健福祉事務所 ☎0465-32-8000

**箱根町**  
平日（8:30～17:00） 企画課 ☎5-9560（直通）  
E-mail kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp  
平日夜間、休日 箱根町役場 ☎5-7111



## 第20回記念大会 箱根路森林浴ウォーク2004

5月16日(日)にレイクアリーナ箱根をスタート・ゴール会場として、箱根路森林浴ウォーク2004を開催します。

コースは自由歩行自由乗船による芦ノ湖一周コース(22km)です。各自の体力に合わせてウォークが楽しめるコースとなっています。新緑の気持ちのよい空気の中で心地よい汗を流して

みませんか。  
今大会も前日に開催する芦ノ湖スカイラインでのランニングとともに第4回富士・箱根ふれあいスポーツフェスタとして、開催します。

**コース案内**  
芦ノ湖一周コース(22km)  
レイクアリーナ箱根 芦ノ湖  
西海岸 箱根町  
(or) 元箱根 (or) 箱根園 (or) レイクアリーナ箱根

参加者全員のゴールを16時までとしてい



**照会先**  
箱根路森林浴ウォーク実行委員会事務局  
〒250-0522  
箱根町元箱根164-1  
レイクアリーナ箱根  
☎6・3300

## 放課後 児童クラブ 入所児童募集

放課後児童クラブ(きんときクラブ)では、次のとおり平成

16年度の入所児童を募集します。  
**対象児童** 両親が共に働いていたり、長期の入院などで、放課後、児童が帰宅しても家に誰もいない小学校1年生から3年生の児童

**開設場所** 仙石原小学校内(きんときクラブ)

**開設日** 月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日は開設しません)

平成16年7月の夏休みから、小学校の長期休暇中につきましても、開設する予定です。

**開設時間** 14時から17時

小学校の長期休暇中の開設時間などは、決まり次第お知らせします。

**利用者負担金** 児童一人につき月額6千円(おやつ代を含む)

**その他** 児童の帰宅の時、17時までには保護者などの家族の方に迎えに来ていただきます。

**照会先** 生涯学習課  
☎5・7601

## 4月1日から税証明の 請求について本人確認 を行ないます

当事者の知らない間に、本人になりました第三者から、税証明書の不正な請求をされることと考えられます。

町では、不正な証明の取得を

## 公的個人認証サービス について

このサービスは、電子申請により送信された申請や届出が、確かに本人のものかどうかを確認できるように、「電子証明書」を発行するものです。

電子証明書の発行手数料は500円で発行の日から3年間有効です。

この証明書の交付を受けると、自宅のパソコンからインターネットを通じて住民基本台帳カードを利用した電子申請が可能になります。

なお、電子申請が可能な行政手続きの種類と開始時期は未定ですので、決定した時点でお知らせします。

**照会先** 町民課  
☎5・9564